
○議長（赤羽正弘） 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

先の安曇野市長選挙におきまして、宮澤宗弘さんがめでたく当選され、代表副広域連合長に就任されております。

また、7月臨時議会以降、波田町長選挙におきまして太田典男さんが、筑北村長選挙におきまして飯森紀元さんがそれぞれめでたく当選をされ、副広域連合長に就任されておりますので、ご紹介申し上げます。

次に、安曇野市議会議員選挙、麻績村議会議員選挙及び筑北村議会議員選挙において、7名の議員が当広域連合議会議員になりましたので、ご紹介申し上げます。

安曇野市からは、議席内定順に平林徳子議員、内川集雄議員、松澤好哲議員、高橋浄議員、藤原廣徳議員の以上5名、麻績村からは宮下光晴議員、筑北村からは関川芳男議員でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

午後 1時28分開会

○議長（赤羽正弘） これより平成21年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は26名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が4件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（赤羽正弘） 日程第1、議席の指定を行います。

安曇野市、麻績村及び筑北村選出議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長においてお手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（赤羽正弘） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において4番、平林徳子議員、5番、青木豊子議員、6番、白川延子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（赤羽正弘） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤羽正弘） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（赤羽正弘） 日程第4、安曇野市、麻績村及び筑北村選出議員の常任委員会委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元の常任委員会委員名簿に記載のとおり指名いたします。

日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（赤羽正弘） 日程第5、安曇野市選出議員の議会運営委員会委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、平林徳子議員を指名いたします。

日程第6 議案第1号、第2号及び報第1号

○議長（赤羽正弘） 日程第6、議案第1号、第2号及び報第1号の以上3件を一括上程いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに平成21年松本広域連合11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、第1回臨時会以降、安曇野市、麻績村、筑北村において議会議員選挙が行われ、これに伴い7名の皆様方が松本広域連合議会議員にご就任されました。このたび就任された皆様におかれましては、松本広域圏のさらなる発展のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、去る7月12日に波田町町長選挙が行われ、太田典男町長が再選を果たされ、10月11日には安曇野市長選挙が行われ、宮澤宗弘市長が、10月25日には筑北村村長選挙が行われ、飯森紀元村長がそれぞれ初当選の榮譽を得られました。お3人には、松本広域連合を代表いたしまして心からお祝いを申し上げる次第でございます。

それでは、提案説明に先立ちまして、地方や当広域連合を取り巻く情勢に関連し、若干述べさせていただきます。

まず、鳩山新政権の発足に関連して申し上げます。

9月16日に発足した新政権は、民主党がマニフェストに掲げた「国民の生活が第一」、「コンクリートから人へ」の政策実現に向け、第1次補正予算の一部の執行を停止するとともに、大規模公共事業の見直し、子ども手当の創設、高速道路の原則無料化、郵政民営化の見直しなど、前政権の政策から大きく方向転換しようとしています。

目下、明年度予算編成を進める中で、事業仕分けが精力的に行われているところでありま

すが、国民の中にはさまざまな意見があることから、新政権には、地方や地域の生の声に真摯に耳を傾け、真に国民の期待にこたえる政権運営をしていただくよう切に願うところでございます。

次に、経済の動向に関連して申し上げます。

日本銀行松本支店が11月6日に発表した県内の経済動向では、10月の発表に続き「県内の経済は持ち直しに転じつつある」との基調判断を据え置きましたが、雇用者所得は大幅に減少しているとして、先行きについては慎重な見方を示しました。

また、11月20日に政府が発表した月例経済報告でも、10月に引き続き「景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある」としています。

このような厳しい情勢のもと、当広域連合といたしましては、引き続き圏域住民の安全と安心の確保を図りつつ、財源の大半が厳しい財政運営を強いられている関係市町村の負担金であることを念頭に、より一層効率的な行財政運営に努めるとともに、今後も常に国の動向を注視し、財源の確保に努めてまいります。

次に、信州まつもと空港の路線撤退問題について申し上げます。

去る10月14日に日本航空が突然、松本空港発着の3路線から撤退する方針を表明したことにつきましては、当広域連合は、信州まつもと空港利用促進協議会の一員として、利用促進活動に積極的に取り組んでいるさなかでありましただけに、まことに遺憾に思ったところであります。

地元である当広域連合といたしましては、仮に撤退ということになれば、地域経済に及ぼす影響も極めて大きいことから、県、関係市町村、地域経済界等と一体となって、路線の存続に向け活動を展開してまいりました。

また、設置者である長野県も、路線存続に向け、日本航空や国土交通省などに対しさまざまな取り組みをされてきたところであります。

このような中、村井知事は11月18日に「静岡空港を拠点とする株式会社フジドリームエアラインズと長野県との間において、来年度中の早い時期に松本・札幌線並びに松本・福岡線について、ジェット機による毎日運行を実現するべく、正式に協議を進めることになった」と発表され、地元としても、空港存続が危ぶまれていただけに、これを朗報と受けとめております。

県としては、今後、早期の最終合意に向けて、就航のため必要となる支援等の協議を進め

ていくということでもあります。

松本空港が地域にもたらす経済波及効果は、松本市の試算によると、年間55億円を超えるものであり、松本空港の存続は、地元は初め、長野県として大変重要でありますことから、当広域連合といたしましても、就航に向けた県と同社の最終合意が早期になされ、一日も早くジェット機就航が実現されることを期待すると同時に、今後も県主導のもと、関係団体と協調して利用促進等、定期路線の確保に取り組んでまいります。

次に、新型インフルエンザ対策に関連して申し上げます。

去る5月16日、兵庫県において国内初の感染者が確認されて以来、瞬く間に感染者が増加し、厚生労働省によると、10月には全国で学級閉鎖学校数が4,500校を超えており、感染の拡大がピークを迎えていると考えられます。

長野県は、10月29日から新型インフルエンザと見られる集団感染による休校、学年・学級閉鎖の目安を、季節性のインフルエンザ並みに緩和することを決定し、その後の流行拡大に伴い、11月18日にはインフルエンザ警報を全県に発令いたしました。

また、国は、「新型インフルエンザワクチン接種の基本方針」を策定し、その中で接種の優先順位を設定しました。

優先的に接種する対象者の中でも、救急隊員を含むインフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者が第一優先とされ、これにより救急隊員へのワクチンが確保されましたので、当広域連合といたしましても、救急業務体制を維持することが重要であることから、接種可能な救急隊員について、11月上旬にワクチン接種を実施したところでございます。

今後も、この5月に策定しました「新型インフルエンザ対策業務継続計画」に基づき、消防職員の感染防止対策の徹底を図るとともに、関係機関との連携を強化し、救急業務体制の維持、消火・救助業務体制の維持を最優先として、災害対応業務に万全を期し、圏域住民の安心・安全の確保のために一層努めてまいります。

次に、国の広域行政の見直しに関連して申し上げます。

国が平成11年度以降進めてきました市町村合併は、平成11年3月31日現在、3,232ありました市町村数が、平成22年3月31日には1,753になる見込みで、国は市町村合併は一定の成果をおさめたと評価しています。

なお、当広域圏内におきましては、松本市、波田町が明年3月31日をもって合併する運びとなっております。

こうした経過を経て、国は、従来の広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして、平

成20年度末をもって廃止し、今後は定住自立圏構想を推進することとしています。

当広域連合といたしましては、これを受け、広域行政圏施策の今後のあり方について、去る7月3日に開催された第1回臨時会の際の議員協議会で協議を申し上げ、「当分の間、従来どおりの広域行政圏の枠組みを維持する」、「ふるさと市町村圏計画は、現計画をもって終了し、その理念等を広域計画に位置づける」、「ふるさと市町村圏基金は、当分の間継続し、ソフト事業を従来どおり実施していく」などの基本方針をご了承いただいたところでございます。

今後、この基本方針に基づき、広域計画を改定してまいりますとともに、松本市と波田町との合併に伴い、規約の変更が必要となってまいりますことから、本会議終了後に開催されます議員協議会で「規約の変更」と「広域計画の改定」についてご協議申し上げます。

次に、市町村の消防の広域化について申し上げます。

このことにつきましては、7月3日の議員協議会で、中南信消防広域化協議会における検討・協議の経過並びに「中南信地域の消防の現状と課題に関する報告書」において、将来ビジョン策定に当たっての4つの重点分野のテーマのうち、「消防広域化により考えられるメリット」、「通信指令体制の整備に関する見通し」などについてご報告申し上げたところでございます。

その後、中南信消防広域化協議会では、市町村消防を広域化した場合の新たな消防本部体制の大まかな方向性等について検討・協議が行われてきておりますが、去る10月2日に開催された広域連合長・組合長会議において、今後の進め方等について協議したところであります。

その結果、政権がかわったことにより、国の動向を見きわめる必要があること、また東北信地域における広域化の枠組みの方向性を見きわめる必要があることなどから、11月9日に開催を予定していた第4回協議会を延期することとなりました。

中南信消防広域化協議会では、今後、国の動向や東北信地域の状況を見きわめながら、検討・協議が進められてまいります。当広域連合といたしましても、引き続き関係市町村の意向を伺い、議会にもご相談申し上げ、慎重に対応してまいります。

それでは、ただいま上程されました補正予算1件、決算1件、専決処分による条例改正の報告1件、計3件の提出議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年度決算による繰越金の追加を初め、災害対応特殊救急自動車

更新に伴う国庫補助採択による財源の整理のほか、中南信消防広域化協議会への事務局長派遣の人員費、救急隊員の新型インフルエンザ予防接種に係る経費など、新たに発生した事務経費などを計上しております。

補正予算の規模でございますが、一般会計で8,251万円を追加し、補正後の予算規模を45億502万円とするものでございます。

次に、議案第2号 平成20年度決算について申し上げます。

松本広域連合の平成20年度決算の概要でございますが、一般会計の決算額は、歳入が46億2,862万円、歳出が44億6,449万円で、形式収支、実質収支ともに1億6,413万円余の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が1,805万円、歳出が1,218万円で、形式収支、実質収支ともに586万円余の黒字決算となりました。

また、専決処分の報告といたしましては、条例改正が1件で、これは松本市第17次住居表示整備事業の実施に伴い、松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正したものでございます。

以上、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど監査委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤羽正弘） 次に、監査委員から平成20年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

瀧澤代表監査委員。

○代表監査委員（瀧澤政晴） ただいまご紹介をいただきました監査委員の瀧澤でございます。

平成20年度松本広域連合一般会計及びふるさと市町村圏事業特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月10日に水谷監査委員と審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令の定める様式により作成されており、それぞれの計数等につきましても、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められ、かつ各基金もその設置目的に沿って運用されており、適正に管理されているものと認められました。

また、収入支出に関する事務処理についても、予算の定める趣旨に沿い、適正に執行され、

所期の目的を達成しているものと認められました。

さらに、要望として、関係市町村の財政状況が非常に厳しい中、広域連合としても、予算全般で節減できるところは節減し、引き続き健全運営を心がけていただきたい旨を申し上げました。

なお、詳細につきましては、広域連合長に提出し、ご配付申し上げてあります審査意見書をごらんいただきたいと存じます。

以上申し上げまして、決算審査の意見の概要といたします。よろしく願いいたします。

○議長（赤羽正弘） ただいま当局からそれぞれ上程議案に対する説明があり、また監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第7 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（赤羽正弘） 日程第7、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、23番、池田国昭議員1名であります。

池田国昭議員の発言を許します。

池田議員。

○23番（池田国昭） それでは、通告に従って質問を行います。

まず最初に、消防行政に関係して、消防の広域化についてお伺いします。

既に先ほど連合長の提案説明の中でかなりの説明があり、私が用意した質問の答弁にも重なる部分が多いかとは思いますが、改めて以下のことをお伺いをしたいと思います。

1つは、この間ずっと懸案となっていておられます、私もこれで4度目かと思いますが、この問題を取り上げてまいりましたが、現在までの経過と取り組みの状況及びとりわけ前回の議会でお願いをした広域化のメリットについて、改めてどんなことが明確になったのかということをお伺いしたいと思います。

次に、先ほどもございましたが、要はこの間の消防広域化の協議が確認されてきたタイムスケジュールどおりに進んでいないということだと思います。その進んでいない理由についても先ほどありましたが、もう少し詳しく報告を求めたいと思うと同時に、今後の進め方と協議の見通しについて、改めてお伺いしたいと思います。

次に、介護認定にかかわって、審査会の運営において、事務局の役割、権限ということに

関連してお伺いをいたします。

介護認定審査会で合議体で判定をするわけですが、その際、そこに出席をしている事務局の役割が、ある意味で非常に大きく働いております。そういう点で見て、事務局の役割と権限はどうなっているのか、そのことをお伺いしたいのと同時に、要は具体的にこれから申し上げるところで一番このことがあらわれるわけですが、要支援2と要支援1の判定に際して、要は要介護度から要支援2は大きな差があるわけです。その後使えるサービスとの関係があります。そこがいわば、言葉がよくありませんが、運命の別れ道的な部分があるんで、この要支援2と要介護1、どちらになるかということが非常に重要なんですが、その判定に際して、事務局はどのような役割を果たしているのか、このことについてお伺いをし、1回目の質問といたします。

○議長（赤羽正弘） 菅谷連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 池田議員の消防の広域化に関するご質問に対して、まず私から総括的にお答えいたします。

消防の広域化の協議がスケジュールどおりに進んでいない理由及び今後の協議の見通しについてでございますが、中南信地域の消防広域化の協議に当たりましては、基本的な考え方の一つとして、東北信地域の協議の動向を参考にしながら、検討、協議をしていくこととされております。

東北信地域の協議の状況は、枠組みについて、長野県の関わり方や東北信地域を2つに分ける条件などを引き続き検討する必要があるとし、10月2日に予定されていた協議会が延期されたと伺っております。

また、中南信地域では、消防の広域化には、なおさまざまな課題があり、時間をかけて検討していく必要があるといった意見がございますので、これらの経緯を踏まえ、11月9日に開催予定でありました第4回中南信消防広域化協議会を延期したものでございます。

今後の進め方につきましては、現在、長野県の推進計画に基づき、中南信地域と東北信地域で協議をしている状況でございますので、中南信地域のみが拙速に結論を出すのではなく、政権交代など国の政治の動向や東北信地域の状況を見ながら、圏域住民の安全・安心を確保するため、慎重な協議を進めていく必要があるものと考えております。

なお、詳細につきましては、消防局長が答弁申し上げます。

○議長（赤羽正弘） 中沼消防局長。

○消防局長（中沼博史） 初めての登壇でございます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

それでは、池田議員のご質問にお答えをいたします。

7月に開催した広域連合議会臨時会本会議終了後の議員協議会でご報告いたしました以降の経過と取り組み状況につきましては、冒頭、菅谷広域連合長の提案説明でも申し上げたとおりでございます。11月に開催予定の第4回中南信消防広域化協議会に提案される予定の重点分野の方向性の提案については先送りとされました。このため、構成団体の事務レベルでの調整は、10月以降開催されていない状況であります。

次に、広域化のメリットについてでございますが、7月臨時会でご説明いたしました重点分野の方向性としての提案された消防広域化による考えられるメリットを分析する中で、松本広域としてのメリットとしては、局地的な集中豪雨や土砂災害における部隊の増強、また塩尻市北小野地区など一部の地域では、隣接する消防本部からの出動により、現場到着時間が2分から3分程度短縮できるスケールメリットが見込まれますが、その他のメリットについては、協議が進んでいない状況であり、方向性が示されていない現時点では、具体的なメリットが明確になっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤羽正弘） 水上事務局長。

○事務局長（水上 明） 介護認定審査会の運営に関する質問にお答えいたします。

まず、介護認定審査会における事務局の役割につきましては、厚生労働省が発表いたしました介護認定審査会委員テキストに明記されておりまして、その内容は、認定調査員や主治医の情報をできる限り正確かつ漏れなく意思決定の場である介護認定審査会に伝達することというものでございます。

また、要介護認定の平準化の観点から、審査判定の手順や基準が各合議体で共有、遵守されるように、審査判定の公平性の確保に向けて積極的に関与することも事務局に対して求められております。

このように、事務局は認定調査員や主治医と審査会委員とをつなぐ仲介役であり、またアドバイザーでありまして、審査判定に関する権限と言うべきものは一切持っておりません。

次に、要支援2と要介護1の判定に際し、各合議体で議論の対象となる介護の手間の目安としての基準時間が32分以上から50分未満までの者につきましては、状態の維持、改善の可能性に関する評価に基づいて、それぞれに振り分ける審査を行いますが、事務局は要介護1と判定された場合に、その該当理由を厚生労働省にデータで報告することになっております。

この振り分けの審査につきましては、認定機能の低下がある場合、状態が不安定な場合と

いう2つの要件のいずれかに該当した場合に要介護1と判定することとされています。また、厚生労働省の審査会委員テキストでは、要介護1と判定する場合にあつては、必ずその理由を明確にする必要があるとされていますことから、介護認定審査会における判定の議論の中で、要介護1とする理由が明確でない場合、事務局は審査会に対してその理由を確認することになります。

判定理由を確認いたしますのは、審査会委員テキストにそれが定められているということだけではなく、申請者に対する市町村の説明責任を明確にすること、審査判定は次に継続していくものであり、経過を明確にしておく必要があること、同じ申請者に対する判定が同一の合議体で継続して行われるものではないので、公平性を確保するためには、決められているルールを遵守する必要があることなどを目的として行っているもので、事務局はあくまで公平性の確保、説明責任の明確化などのために、決められているルールの確認を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（赤羽正弘） 23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） それでは、2回目の質問に入ります。

消防の広域化に関係することですが、改めて、要は政権が変わり、民主党のいわばマニフェストとの関係から見て、どうなるか。

私も民主党のマニフェストを読んでみたわけですがけれども、その民主党のマニフェストの中には、災害対策と、それから救命救急対策をいわば分離するという中身が含まれているかのように思われます。

実際に広域消防で日々ご苦労されている皆さん方が、この民主党のマニフェストでやった場合に、民主党のマニフェストの場合には、救命救急のほうは基本的には長野県1つにする。災害のほうは市町村単位で行うということで、ほかのところとの連携等も出てきます。果たしてこれで今までのようなことが確保できるか。

そういう意味から、民主党がやろうとしているからという意味だけではなくて、こういう問題提起という意味からも、私は検討が求められていると思いますので、こういう点から、延ばしたということは妥当かなというふうにも思いますけれども、私はこの間もずっと言ってきましたけれども、改めて今のような民主党のマニフェストの関係も含めて、今度は今までの政権のように上から決められことがそのまま押しつられて、いわばそれに独自で地方自治を発揮するようなことが比較的難しかった、こういう時代とは違って、新しい政権下では、

いよいよ地方自治が、地域の皆さんの声が国の政治に大きく反映をしていく時代が来たというふうに思うんです。そういう点から見ると、改めてこの松本広域連合もその中心となって、2つある今、協議会が行われていますが、原点に立ち返ってのこの広域消防、これを議論していく必要があるなど、いい機会だなというふうに思います。

なお、私がいつもこだわっているメリットの問題については、今、少し具体的な話で、塩尻市の部分で二、三分ということが出されましたが、私は仮に東北信の結論が出て、その上で方向性が、どういう方向性になるかわかりませんが、東北信は少なくとも1つにはこだわらない。2つも含めて、協議資料の中にはあらかじめ2つでどうなるかということまで検討材料にたしか入っています。中南信はそこまで分析をしない資料ではないかと思っているんですが、この東北信のこういう意味での自主性というか、検討の過程も中南信も求められると思いますけれども、仮に私はこの方向性が明確になったとしても、松本広域連合にとってのメリットは、先ほど答弁があったもの以上は恐らく出てこないだろう、そういうふうに思われるので、なおのことここで今こそ地方自治の立場から独自の協議というか、独自の立場で本来の意味での災害時の危機管理、救命救急、こういうことを切りかえていく、思い切って切りかえていく時期がやっぱり来たなというふうに思いますので、改めてそのことを強く求めたいと思います。

今回は2回目の通告はしてないんで、このことについてはどういうふうに考えるかというふうに質問にはしませんが、私はいいい機会だということをご相互に受けとめる必要があるんじゃないかというふうに思います。

当然のこと、メリットがあればデメリットがあるわけで、デメリットも大きな協議の材料、検討の材料に加えてやっていく必要があると。これを私は大きく期待をしたいと思います。

次に、要介護認定の問題については、先ほども出ましたが、要は、ざっくり言ってしまうと、こういうことです。具体的には、基準時間32分以上50分未満に相当する人の場合で、要支援2か要介護1かの判定になるわけですが、実際には、この判定の時点で最終的には事務局が判断の権限を持っているかのように、すなわち事務局が最終的にイエスと首を振らない限り、実際には要は上、要介護1の判定にならない、そういう状況があるんじゃないか。そういうことに疑問を感じている認定審査員の方々に対しても、要は事務局が十分な審査員が納得できるような説明が行われているかということ、それも不十分ではないかというふうに私は心配して、今回この質問を行いました。

確かに国のテキストの中では、要支援2と要介護1は、介護の手間や病状の重篤度、また

心身機能の度合いの低下の度合いで判断されるものではないと大前提で言いながら、注意点で冒頭で出ていますが、一体不安定というのはどういうことになるんだというのが認定審査員の一番の疑問です。

それについては、介護の手間の増加につながる変化がおおむね6カ月以内に発生するかどうかというふうにテキストには書かれていますが、この解釈というか、では具体的にどうなるんだということについて説明をしても、納得できるだけの説明が行われたい。いわゆる専門家と言われる合議体の中での医師が、診療内容や意見書の病状経過、状態などから、6カ月以内に状態が変化する可能性がある不安定な状況と言えろという意見を述べても、実際に介護の手間に直結する変化が出ていないので、理由にはならない、こういう形で認められなかったというケースがあったようです。私は現場にいないので、詳しく何とも言えませんが。

また、状態が変化する病状の不安定さがあるかどうかですという、この事務局からの別の説明がありましたが、その説明そのものが、逆に、先ほど冒頭に言った注意点の中で、病状の重篤度で判断するのではないと言いながら、以下述べるような矛盾が含まれるような説明をします。

うまく説明するのが難しいけれども、わかりやすく言えば、例えばがんの終末期で、6カ月以内に身体状況が変化する見込みがある場合は不安定となります、こういう説明もあつたやにお聞きしています。仮にこの説明で通そうとすれば、今申し上げたように、がんの終末期というのは、まさに病気の重篤度との関係で参考にするということです。こうした矛盾について、十分な説明が行われてないと、こういうことも私のところには寄せられていますが、このことについて、もしご意見、見解等ございましたら、答弁を求めて、2回目の質問いたします。

○議長（赤羽正弘） 水上事務局長。

○事務局長（水上 明） それでは、2回目のご質問の要支援2と要介護1の判定に関する質問にお答えをいたします。

要支援2と要介護1を判定する際の要件であります状態の不安定さは、病状そのものではなく、介護の手間の増加につながる変化がおおむね6カ月以内に発生するかどうかという視点で検討しています。

要介護1と判断することが認められない理由といたしましては、5点ほどございまして、要支援2よりも手間がかかる、それから要支援2よりも状態が悪い、また意見書の症状の安

定性の項目が不安定となっている、病名や加療の状況のみで状態不安定と判断する、また本人の希望や現在受けているサービスの状況で判断する、そういったこととございます。

さらに、歩行が不安定、精神的に不安定というような何らかの不安定さと考えられる要素があることを理由として状態不安定を選択することは誤った判断であり、また不安定の意味を拡大解釈しないということもテキストに記載されているところでもあります。

議員もおっしゃいました、例えば病気としては重く、進行性がある病気でありますがんとこの病名が主治医意見書に記載されておりまして、抗がん剤投与などの治療が行われている場合であっても、前回の申請から6カ月または12カ月の間、介護の手間に変化がないような場合は、状態不安定とはみなせないということになっています。

議員がおっしゃいますように、事務局が状態が変化する病状の不安定さがあるかどうかと説明したといたしますならば、それは病状の重篤度を議論するものではなく、介護の手間に結びつく不安定さがあるかどうかという意味で用いたものであると思われま

実際に審議会の場では、医師を初めといたしまして、委員の皆さんがおのおのの知識や専門性を背景として、状態不安定ということについて議論をしていただきます。その過程におきましては、介護の手間の増加につながるような病状の不安定さについて、委員間でも見方が一致しないことがございます。しかし、あくまでも病状そのものではなく、介護の手間の増加につながる変化を認定調査員の作成した調査表や主治医意見書の内容から審査会の委員が判断するのが原則でございます。

なお、実際に病状が不安定となり、介護の手間が増加した場合には、変更申請で対応することが原則でございます、この変更申請を行うことにより、申請者に不利益が生じない仕組みとなっております。

したがって、事務局が判定を認める、または認めないといったことではなくて、事務局は公平性を確保するという観点から、状態の不安定さを議論する場合や、不安定の意味が拡大解釈されているような場合、委員に対してその趣旨や事務執行上のルールを説明するだけで、判定はあくまで審査会の委員による合議で決定されています。

以上でございます。

○議長（赤羽正弘） 23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 23番、池田国昭。

残った時間で、要望を含めて発言をしたいと思います。

前回、私、この4月から行われているシステムによって介護度が下がるじゃないか、認定

が下がるじゃないかという質問をいたしました。そのときに、広域連合の正式な答弁は、いろいろな状況を見ても結局やむなしということでした。

しかし、ご承知のとおり、広域連合の皆さんはそういうふうにおっしゃったかもしれませんが、全国的には、4月実施のこのマニュアルがまた見直される。要は、低く出るということを事実上認めて、これを見直したということをご存じのとおりです。

それと同時に、実は認定適正化事業というのが行われ、この中で、厚労省が認定審査会を行っている自治体というか、ここで言えば松本広域連合です。そこに事実上の介入と言えるような事態があるんじゃないかということが先日、明らかにされました。

この認定適正化事業は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が委託を受けて、実際に認定の変更率が高い、特に上に上がるところを抜き出して選んで、実際のところを調べて、いわばこれはおかしいんじゃないですかと。判定の変更を制限するような助言を加え、その助言を受けた事務局が介護認定審査にその助言を受け入れるという形でやられていたということが明らかになりました。

もちろん、この松本広域連合がそうなっているということを申し上げるわけではありません。しかし、基本的にはそういう形で、認定審査に対して、いわば厚労省側から介入の事実と言えるような事実があるわけです。

私は、先ほど合議体の中で一致しない場合に事務局がいろいろコーディネートするというケースがあるというふうにおっしゃられましたが、私が聞いている範囲の中で、合議体の関係者がすべて一致しても、いわば事務局の任務として、最終的に、でもこれでは不十分ですという形で、認められませんという趣旨のコーディネートがある中で、その後、合議体関係者の発言がなく、要支援2になるというようなケースもあったやにお聞きしています。

私は、そういうこと一つ一つについてどうのこうのということを今日言うつもりはございません。合議体の長に対して、さっき紹介した厚生労働省の審査に介入する事業で、研修会も合議体の長だけ対象にして行われたということもお聞きしております。

問題は、事務局の方に私はお願いをしたいというか、大事なポイントとして、専門家の観点から変更が必要というふうに意見をし、合議体全員がそれで納得をしても、事務局が理由を含め認められないから、変更できませんというような事実があるのではないかと。とても事務局には審査判定に関する権限はありませんという先ほど答弁でしたが、そういう言える状況にないと思っているのが合議体のメンバーの方々の今のところの感想です。少なくとも、この方々が納得できるような説明が行われていないというふうに見るべきだと私は思います。

それから、もし事務局が厚生労働省の定めた基準を遵守しているとすれば、制度基準そのものに大きなやはり問題がある。私は、もしかすれば事務局の中でもこうした矛盾に気がつき、こうした国のやり方との関係で、もし矛盾に気がつき、ここはおかしいということがわかったとすれば、ちょうど先ほど指摘したこの4月からのものが見直されると同じように、こういうときこそ私たちはこの広域連合の中で自主性と自治を発揮して、この見直しを自主的に行うということが求められるかと思います。

時間もないので、以上申し上げて、ぜひとも厚生労働省からの介入じゃなく、本当の意味での自治を発揮して行っていただきたい、このことを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（赤羽正弘） 以上で池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第8 議案に対する質疑

○議長（赤羽正弘） 日程第8、議案第1号、第2号及び報第1号の以上3件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号、第2号及び報第1号の以上3件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時30分休憩

午後 4時20分再開

○議長（赤羽正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

欠員となっております消防委員会の副委員長に松澤好哲議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

日程第9 委員長審査報告

○議長（赤羽正弘） 日程第9、議案第1号、第2号及び報第1号の以上3件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、丸山寿子議員。

○総務民生委員長（丸山寿子） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、本会議休憩中に開催し、付託されました議案2件について、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 平成21年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）中、当委員会付託関係補正予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成20年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について、当委員会付託関係歳入歳出決算については、異議なく認定すべきものと決しました。

以上、申し上げます、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤羽正弘） 次に、消防委員長、白川延子議員。

○消防委員長（白川延子） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案3件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第1号 平成21年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）中、当委員会関係補正予算につきましては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

なお、本件に関連して、消防の広域化については、市町村議会に情報を提供しながら、慎重に論議を進めてほしい旨の要望がありました。

また、消防車両の更新に伴う下取りについては、引き続き資産化に向けた検討を要望する意見もありました。

次に、議案第2号 平成20年度松本広域連合歳入歳出決算の認定について、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

次に、報第1号 松本広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく承認すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます、

委員長の報告とさせていただきます。

○議長（赤羽正弘） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤羽正弘） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤羽正弘） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号、第2号及び報第1号の以上3件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤羽正弘） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決、認定及び承認されました。

日程第10 議案第3号

○議長（赤羽正弘） 日程第10、議案第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、藤原廣徳議員は除斥となります。

（藤原廣徳議員 退席）

○議長（赤羽正弘） それでは、当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の水谷嘉明監査委員が去る10月22日をもって任期満了となりましたことから、その後任として、藤原廣徳氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤羽正弘） お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第3号につきましては、直ちに採決いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号はこれに同意することに決しました。

藤原廣徳議員の除斥を解きます。

(藤原廣徳議員 入場)

日程の追加

○議長(赤羽正弘) お諮りいたします。

先ほど総務民生委員長から、「信州まつもと空港の定期路線存続に関する決議」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、この際、信州まつもと空港の定期路線存続に関する決議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 議第1号

○議長(赤羽正弘) 議第1号 信州まつもと空港の定期路線存続に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務民生委員長、丸山寿子議員。

○総務民生委員長（丸山寿子） 議第1号 信州まつもと空港の定期路線存続に関する決議については、当地域の実情から取り組むべき重要課題ととらえ、総務民生委員会の総意により提出するものであります。

代表して提案説明を申し上げます。

なお、朗読することにより趣旨の説明にかえさせていただきます。

信州まつもと空港の定期路線存続に関する決議。

信州松本空港（県営松本空港）は、平成6年7月のジェット化開港以降、本年3月までに、約250万人が利用し、信州の空の玄関口として大きな役割を果たしています。

平成19年9月には、MD87型ジェット機の退役に伴い、信州まつもと空港の定期路線からジェット機の就航がなくなり、同年10月からは、札幌線、福岡線が減便されたこと等により、利用者が減少となっておりますが、ジェット機による早期復便を目指し、松本広域連合各自治体は長野県とともに関係団体と一丸となって、利用率の向上等空港の活性化に取り組んできました。

しかし、今般、日本航空の経営再建計画の廃止検討路線の中に、信州まつもと空港の定期3路線が含まれていることが明らかになりました。現在、長野県とフジドリームエアラインズにおいて、札幌線、福岡線の定期路線運行について協議されているとのことですが、仮に3路線が廃止されることになれば、空港の存在意義は大きく損なわれ、観光や産業を初め、地域経済に多大な打撃をこうむることは明白です。

地方空港における航空事業は、地域経済の発展とともに、地域間や国際交流の促進に大きな役割を担っています。

松本広域連合議会は、かかる事態を深刻に受けとめ、関係機関との連携のもと、信州まつもと空港の定期路線の存続に向け、強力に取り組むことをここに決議します。

平成21年11月27日、松本広域連合議会。

以上でありますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤羽正弘） お諮りいたします。

ただいま趣旨説明がなされました決議につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤羽正弘） ご異議なしと認め、採決いたします。

議第1号につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、議第1号につきましては原案のとおり可決されました。

○議長(赤羽正弘) 以上をもって今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成21年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時35分閉会